

<b>武蔵経営</b>	<b>与党税制改正大綱の要点(2)</b>	<a href="http://www.musashikeiei.com">http://www.musashikeiei.com</a>
<b>F A Xニュース</b>	<b>相続税が取得者課税になる！</b>	熊谷 048-522-0064 さいたま 048-631-2271
<b>ニュース284号</b>	<b>事業承継納税猶予制度の導入の影響</b>	発行 2007/12/25
税理士法人 武蔵経営 熊谷 中西2-7-31、さいたま 大宮区仲町2-24-2金杉仲町ビル3F		

**平成21年税制改正で取得者課税方式が検討されるということの意味**

20年の税制改正で導入されることが明らかにされた非上場の同族株式にかかる相続税の納税猶予制度は、事業承継に係る相続税の負担に悩む中小企業にとって、画期的なことです。しかし気になるのは大綱のなかで、「この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得者課税方式に改めることを検討する。その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等、相続税をめぐる今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。」と相続税の総合的な見直しが検討されていることです。

事業承継税制の制度化とともに検討されている相続税の総合的な見直しの内容	
<b>(1) 遺産取得者課税方式の採用</b>	<p>現在は、被相続人の遺産の総額で全体の相続税の総額が決定され、その相続税の総額が各相続人が実際に取得した遺産の割合に応じて配分されるという「遺産課税と取得者課税の併用方式」が採られています。今回の大綱で、この事業承継税制の制度化にあわせて、遺産取得者課税方式への変更が検討されることになりました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;現在の相続税の課税の仕組み&gt;</p> <p>被相続人の課税される財産の総額 → 相続税の総額 → 取得割合で配分 → 相続人A, B, C</p> <p>相続税の総額は法定相続分で決定</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;導入が検討される「遺産取得者課税方式」&gt;</p> <p>被相続人の遺産 → 遺産分割 → 相続人Aが取得した遺産, Bが取得した遺産, Cが取得した遺産 → 相続税</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">導入が検討</p> <p>&lt;現在の相続税&gt; 遺産の総額で相続税が決定されるため、遺産分割によって税額が左右されない          &lt;遺産取得者課税方式になったら&gt; 遺産分割によって相続税の総額が変わる          総遺産の規模によって、同じ金額を相続しても相続税の負担は異なる。 総遺産が違って相続した金額が同じなら相続税も同じ          誰か一人の相続人の申告漏れが他の相続人もに影響する。 取得した財産が変わらなければ同じ</p> <p>&lt;遺産取得者課税方式が導入される場合の実際の影響&gt;</p> <p>(1) 課税の対象が拡大する～例えば、「2千万以上相続した人は、全て相続税の対象」ということになれば、総遺産は少なくとも課税される人が増える          (2) 遺産分割がますます均分化する～累進課税を前提とすると、偏った分割は相続税の負担が多くなるため、ますます「均分相続」を促進する。</p>
<b>(2) 老後扶養の社会化への対応</b>	<p>この「老後扶養の社会化への対処」というのは、今後の超少子高齢化の進展に応じて、相続税に老後扶養の原資としての役割を持たせようとするものです。その根拠としては、「長生きした人はそれだけ社会的な公共サービスの利益を享受しているのだから、その遺産からその費用を負担してもらおう」という発想です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;現在の相続税の課税根拠&gt;</p> <p>非課税限度額以上の財産を遺した被相続人の遺産に担税力を見出す 富裕者層に対する税金である。</p> <p>&lt;この検討が与える実際の影響&gt;</p> <p>高齢化社会の到来によってますます増大化する社会保障関係の社会的負担を、相続税をより多くの人に課税することによってその財源としようとするものであり、現在4.2%程度の相続税の課税割合を少なくとも2桁にしたいという意向のようである。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;老後扶養の社会化への対応という考え方&gt;</p> <p>長生きした被相続人にはそれなりの公共サービスを享受しているため、それに対する負担を遺産の取得者にしてもらおう</p> </div> </div>

以上のように、今回の改正の目玉である事業承継税制の制度化は、どうやら相続税の総合的な改正を前提にして導入されるようです。しかし、世界的には法人税の税率の引き下げと「相続税の廃止」が世界的なトレンドであり、米国は2011年には相続税がゼロとなり、イギリスも相続税をゼロにすることを目指しています。また、フランスのサルコジ大統領も選挙公約に相続税の廃止を掲げていて、各国とも世界の資産家を自国に取り込もうとしているわけです。このように世界的には「マネーを引き込む競争」が激化している中で、日本の出遅れが目立っているようです。

**金融所得の一体課税の動きと資料情報の強化！**

予想されていたことではありますが、有価証券税制の超優遇措置(上場株式の譲渡も配当も国税地方税合計で10%の超低率課税)が平成21年から22年末まで金額制限をつけて延長されました。注目すべきは、この改正に伴い金融機関に対して特定口座に関する資料情報の提出義務を課したことです。金融資産の本格的な名寄せは、今後の金融資産に対する囲い込みと課税強化にたいへんな影響をもたらす注目すべき動向です。

これらのたいへん重要なテーマにつきましては、新春セミナーを企画しておりますので、別紙によりお申込みください。

このFAXは、当事務所の取引先や名刺交換等によってお付き合いいただいている方々に送付させていただいておりますが、このFAXニュースの配信を希望されない方はご面倒ですが、048-522-0064(担当 中山)まで御一報下さいませようお願い致します。